

～放課後児童クラブを利用するひとり親家庭のみなさまへ～

夏休みの放課後児童クラブ利用料の一部を助成します。

7月及び8月に放課後児童クラブを利用する小学1年生から3年生までの児童がいるひとり親家庭の利用料を助成します。

【対象世帯】

次の条件すべてに該当し、かつ小学校1～3年生までの児童がいる世帯

- ・富山市に住民登録がある方
- ・児童扶養手当受給資格者またはひとり親家庭等医療費受給資格者
- ・対象月ごとに、月額利用の場合は、10日利用した場合に支払うこととなる利用料以上の利用料を支払うこと、日額利用の場合は、10日以上の利用があること

※1日のうちでの利用時間に制限はありません。短時間でも1日と数えます。

【必要書類】

- ・令和6年度富山市放課後児童健全育成ひとり親家庭支援事業補助金交付申請書
- ・児童扶養手当証書または富山市ひとり親家庭等医療費受給資格証の写し
- ・口座番号のわかる書類（通帳やキャッシュカードの写し）

令和6年度から「電子申請」での提出ができるようになりました。

【提出方法】

こども支援課（富山市役所3階西館）窓口もしくは郵送、電子申請で、こども支援課へ提出してください。（郵送先：〒930-8510 富山市新桜町7番38号）

【申請期間】

令和6年8月1日～令和6年12月2日

【支給額】

令和6年度から「7月」も対象となります。

利用月	支給額（上限）	
7月	3,000円	※各月の利用料が上限に満たない場合は、実際に支払った額
8月	5,000円	

【支給日】

申請月の翌月末

※交付申請書は、各放課後児童クラブから直接受け取るか、もしくはこども家庭部ホームページ「育さぽとやま」からダウンロードして使用してください。

※電子申請については、「育さぽとやま」に詳細を掲載していますのでご確認ください。

また、下記二次元コードから申請することもできます。



《本事業に関する問い合わせ》

富山市こども家庭部こども支援課児童健全育成係

TEL 076-443-2204（直通）

FAX 076-443-2169

E-Mail kenzenikusei@city.toyama.lg.jp